

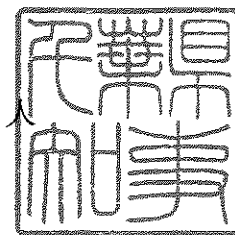
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

氏 名 大平興産 株式会社
代表取締役 山上 昌孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和4年3月31日

許可の有効年月日 令和9年3月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥, ウ 廃油, エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む）, オ 紙くず, カ 木くず, キ 繊維くず, ク 動植物性残さ, ケ ゴムくず, コ 金属くず（自動車等破砕物を含む）, サ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む）, シ 鋳さい, ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, セ ばいじん, ソ 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年3月31日 変更許可

令和4年3月31日 更新許可

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。